

※かかりつけ医の皆さま 保護者の皆さま

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の記入をお願いします。

下記の感染症について子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、症状が改善し登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

意見書 (医師記入)

\_\_\_\_\_ 保育園施設長 殿

入所児童氏名

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

(病名) (該当疾患にをお願いします)

<input type="checkbox"/>	麻しん (はしか)
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘 (水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱 (プール熱)
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登園可能と判断します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

※意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

感染症名	感染しやすい期間 (※)	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間 (発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること (乳幼児にあつては、3 日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現 1 ~ 2 日前から痂皮 (かさぶた) 形成まで	すべての発しんが痂皮 (かさぶた) 化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
いんとう 咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 せき 咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)		医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)

### 新型コロナウイルス登園許可願（保護者記入）

保育所（園）長殿

クラス

園児氏名

年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_ において 病名 新型コロナウイルス と診断されました。保護

者 氏名 ( \_\_\_\_\_ )

0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	症状軽快（発症後1日目～4日目）				↔ 24時間	登園可能	
発症					症状軽快	↔ 24時間	登園可能
無症状 (検体採取日)	無症状で5日経過					登園可能	

発症した日 /	/	/	/	/	/	/	/
症状 咳・鼻水 検温 体温 ( )	咳・鼻水 検温 ( )	咳・鼻水 検温 ( )	咳・鼻水 検温 ( )	咳・鼻水 検温 ( )	咳・鼻水 検温 ( )	咳・鼻水 検温 ( )	咳・鼻水 検温 ( )

現在、上記のとおり、『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日』を経過しましたので、登園の許可をお願いします。

※保育所（園）は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子ども達が一日快適に生活できる環境を整えることが大切です。※登園のめやすは子どもの全身状態が良好で集団生活に適應できる状態に回復してから登園できるように配慮をお願いします。